



発行 東京都

目次

4

告 示（労）

- 東京都労働委員会が行う情報公開事務に関する規程の一部改正……………一
- 東京都労働委員会が保有する個人情報保護に関する規程の一部改正……………五
- 東京都労働委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程の一部改正……………九

告 示（収用委）

- 東京都収用委員会が行う情報公開事務に関する規程の一部改正……………三
- 東京都収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正……………七
- 東京都収用委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程の一部改正……………三

告 示（固評審）

- 東京都固定資産評価審査委員会が行う情報公開事務に関する規程の一部改正……………五
- 東京都固定資産評価審査委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正……………九

告 示（海区漁調）

- 東京海区漁業調整委員会が行う情報公開事務に関する規程の一部改正……………三
- 東京海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正……………四
- 東京海区漁業調整委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程の一部改正……………四

告 示（内水漁管）

告 示（労）

- 東京都内水面漁場管理委員会が行う情報公開事務に関する規程の一部改正……………四
- 東京都内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正……………五
- 東京都内水面漁場管理委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程の一部改正……………五

●東京都労働委員会告示第一号

東京都労働委員会が行う情報公開事務に関する規程（平成十一年東京都地方労働委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十日

東京都労働委員会

第一条中「第三十八条」を「第四十三条」に改める。

第十条中「第十九条」を「第二十条」に、「第二十条各号」を「第二十二各号」に改める。

第十一条第一項中「第二十六条第一項」を「第二十八条第一項」に、「複写を」を「写しの交付を」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に、「委員会」を「審査会」に改め、同条第二項中「委員会」を「審査会」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に改め、「ときは」の下に「、必要がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書（別記第十二号様式の二）により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、「複写の」を「写しの交付の」に、「審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写」を「当該」に改める。

第十二条中「第三十一条第二項」を「第三十五条第二項」に改める。

第十三条中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

別記第二号様式中

「注 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課
まで連絡してください。」

「注1 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。

2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都労働委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都労働委員会となります。）、「処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお。

別記第三号様式「第四号様式及び第九号様式中「60日」や「3月」並びに「異議申立て」や「審査請求」並びに「6箇月」や「6月」並びに「対する決定」や「対する裁判」並びに「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の各々（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起する

ことができなくなります。）」や別記第二号様式

別記第十一号様式中「不服申立て」や「審査請求」並びに「第19条」や「第20条」並びに別記第十一号様式中「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」や「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」並びに

「東京都情報公開審査会 殿」

「東京都労働委員会 殿」や 会長 殿」

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」

別記第二十六号様式「第26条第1項」並びに「第28条第1項」並びに「閲覧・複写を」や「閲覧・写しの交付を」

並びに「閲覧・複写の区分」や「閲覧・写しの交付の区分」並びに「(2) 複写」

並びに「(3) 閲覧した後に必要なものだけ複写」

並びに「(2) 写しの交付」

並びに「(3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」

別記第十一号様式の次に次の一様式を加える。

第12号様式の2 (第11条関係)

第 年 月 日 号

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書

様
[諮 問 庁 名] 殿

東京都情報公開審査会
会長 

審査請求人 [参加人、諮問庁] が当審査会に提出した資料等について、審査請求人 [参加人、諮問庁] から、東京都情報公開条例第28条第1項の規定に基づき [閲覧、写しの交付、閲覧及び写しの交付] の請求がありましたので、当該審査請求人 [参加人、諮問庁] に対する当該資料等の閲覧等について、同条第2項本文の規定に基づき、審査請求人 [参加人、諮問庁] の意見を求めます。
御意見があれば、別紙「審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書」により、年 月 日までに当審査会事務局に提出してください。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容	
2 事務局連絡先	担当 連絡・提出先
3 備考	

(日本工業規格A列4番)

第12号様式の2 別紙

年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書

東京都情報公開審査会
会長 殿

住 所
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕
〔 諮問庁にあつては、その名称 〕

年 月 日付 号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容		
2 閲覧・写しの交付に対する反対意思の有無	有	無
3 意見 (反対する理由)		

(日本工業規格A列4番)

別記第十三号様式から第十五号様式までを次のように改める。

第13号様式（第11条関係）

第 年 月 日

様

〔 諮 問 庁 名 〕 殿

東京都情報公開審査会

会長

印

審査会提出資料等の閲覧等の承認について（通知）

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、承認することとしたので通知します。

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
- 3 備考

（日本工業規格A列4番）

第14号様式（第11条関係）

第 年 月 日

様

〔 諮 問 庁 名 〕 殿

東京都情報公開審査会

会長

印

審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について（通知）

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、一部承認することとしたので通知します。

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧・写しの交付を一部不承認とする理由
- 3 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
- 4 備考

（日本工業規格A列4番）

第15号様式(第11条関係)

第 年 月 日

様

「 諮 問 庁 名 」 殿

東京都情報公開審査会

会長

印

審査会提出資料等の閲覧等の不承認について (通知)

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、承認しないこととしたので通知します。

記

1 審査会提出資料等の件名又は内容

2 閲覧・写しの交付を不承認とする理由

3 備考

(日本工業規格A列4番)

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都労働委員会告示第二号

東京都労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程(平成三年東京都地方労働委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十日

東京都労働委員会

第十三条中「第二十四条の三」を「第二十四条の四」に改める。

第十四条第一項中「複写を」を「写しの交付を」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に、「委員会」を「審査会」に改め、同条第二項中「委員会」を「審査会」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に改め、「ときは」の下に「必要がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書(別記第二十号様式の二)により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、「複写の」を「写しの交付の」に、「審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を「審査会提出資料等の承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の不承認について」に、「当該閲覧・複写」を「当該」に改める。

別記第二号様式中

「 2 上記の日時においてになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。」

「 2 上記の日時においてになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。」

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都労働委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月

以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都労働委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。」

別記第三号様式、第四号様式、第七号様式、第十一号様式、第十二号様式、第十六号様式及び第十八号様式中「60日」や「3月」並びに「異議申立て」や「審査請求」並びに「6箇月」や「6月」並びに「対する決定」や「対する裁判」並びに「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の字句（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）」や別記第十九号様式。

別記第十九号様式中「不服申立て」や「審査請求」並びに「第24条」や「第24条の2」の字句。

別記第二十号様式中「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」や「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」並びに

「東京都労働委員会 殿」や「東京都個人情報保護審査会 殿」並びに「東京都労働委員会 殿」や「東京都個人情報保護審査会 殿」の会長

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」並びに「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」並びに「諮問庁にあつては、その名称」

「閲覧・複写を」や「閲覧・写しの交付を」並びに「閲覧・複写の区分」や「閲覧・写しの交付の区分」並びに

- (2) 複写
(3) 閲覧した後に必要なものだけ複写
(2) 写しの交付

(3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」並びに別記第二十号様式の次に次の一様式を加える。

第20号様式の2 (第14条関係)

第 号
年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書

様

[諮 問 庁 名] 殿

東京都個人情報保護審査会
会長



審査請求人〔参加人、諮問庁〕が当審査会に提出した資料等について、審査請求人〔参加人、諮問庁〕から、東京都個人情報保護の保護に関する条例第28条の5第1項の規定に基づき〔閲覧、写しの交付、閲覧及び写しの交付〕の請求がありましたので、当該審査請求人〔参加人、諮問庁〕に対する当該資料等の閲覧等について、同条第2項本文の規定に基づき、審査請求人〔参加人、諮問庁〕の意見を求めます。
御意見があれば、別紙「審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書」により、
年 月 日までに当審査会事務局に提出してください。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容	
2 事務局連絡先	担当 連絡・提出先
3 備考	

(日本工業規格 A 列 4 番)

第20号様式の2 別紙

年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書

東京都個人情報保護審査会
会長 殿

住 所
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名
諮問庁にあつては、その名称 〕

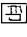
年 月 日付 号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容		
2 閲覧・写しの交付に対する反対意思の有無	有	無
3 意見(反対する理由)		

(日本工業規格 A 列 4 番)


別記第二十一号様式から第二十三号様式まじを次のように改める。

第21号様式（第14条関係）

第 年 月 日	号
様	
[審 問 庁 名] 殿	
東京都個人情報保護審査会 会長 	
審査会提出資料等の閲覧等について（通知）	
年 月 日	日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対し
て、下記のとおり、承認することとしたので通知します。	
記	
1	審査会提出資料等の件名又は内容
2	閲覧又は写しの交付の日時及び場所
3	備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第22号様式（第14条関係）

第 年 月 日	号
様	
[審 問 庁 名] 殿	
東京都個人情報保護審査会 会長 	
審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について（通知）	
年 月 日	日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、
下記のとおり、一部承認することとしたので通知します。	
記	
1	審査会提出資料等の件名又は内容
2	閲覧・写しの交付を一部不承認とする理由
3	閲覧又は写しの交付の日時及び場所
4	備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第23号様式(第14条関係)

<p>「審問庁名」殿</p> <p style="text-align: center;">東京都個人情報保護審査会 会長</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<p>第 年 月 日 号</p> <p>審査会提出資料等の閲覧等の不承認について(通知)</p> <p>年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対し、下記のとおり、承認しないこととしたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 審査会提出資料等の件名又は内容</p> <p>2 閲覧・写しの交付を不承認とする理由</p> <p>3 備考</p>
---	--

(日本工業規格 A 列 4番)

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都労働委員会告示第三号

東京都労働委員会が保有する特定個人情報の保護に関する規程(平成二十七年東京都労働委員会告示第六号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十日

東京都労働委員会

第十五条中「第二十四条の三」を「第二十四条の四」に改める。

第十六条第一項中「複写を」を「写しの交付を」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に、「委員会」を「審査会」に改め、同条第二項中「委員会」を「審査会」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に改め、「ときは」の下に「必要がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書(別記第二十二号様式の二)により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、「複写の」を「写しの交付の」に、「審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を「審査会提出資料等の承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の不承認について」に、「当該閲覧・複写」を「当該」に改める。

別記第三号様式中

「 2 上記の日時においてになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。」

「 2 上記の日時においてになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。」

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都労働委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月

以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都労働委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。)。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。)。」

別記第四号様式、第五号様式、第八号様式、第十三号様式、第十四号様式、第十八号様式及び第十九号様式中「60日」や「3月」並びに「異議申立て」や「審査請求」並びに「対する決定」や「対する裁判」並びに「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません」並びに「(なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。)」や「第24条」や「第24条の2」を改定する。

別記第三十一号様式中「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」や「審査会提出資料等の閲覧に係る請求書」並びに

「東京都個人情報保護審査会 殿」や 会長 殿

「法人その他の団体にあっては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」

「法人その他の団体にあっては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 並びに 諮問庁にあっては、その名称」

「閲覧・複写を」や「閲覧・写しの交付を」並びに「閲覧・複写の区分」や「閲覧・写しの交付の区分」並びに

(2) 複写

(3) 閲覧した後に必要なものだけ複写」

(2) 写しの交付

(3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」


別記第三十一号様式の次に次の一様式を加える。

第22号様式の2（第16条関係）

第 年 月 日 号

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書

様
〔 諮 問 庁 名 〕 殿

東京都個人情報保護審査会
会長 

審査請求人〔参加人、諮問庁〕が当審査会に提出した資料等について、審査請求人〔参加人、諮問庁〕から、東京都特定個人情報情報の保護に関する条例第47条において準用する東京都個人情報情報の保護に関する条例第25条の5第1項の規定に基づき〔閲覧、写しの交付、閲覧及び写しの交付〕の請求がありましたので、当該審査請求人〔参加人、諮問庁〕に対する当該資料等の閲覧等について、同条例第2項本文の規定に基づき、審査請求人〔参加人、諮問庁〕の意見を求めます。
御意見があれば、別紙「審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書」により、年 月 日までに当審査会事務局に提出してください。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容	
2 事務局連絡先	担当 連絡・提出先
3 備考	

（日本工業規格 A 列 4 番）

第22号様式の2 別紙

年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書

東京都個人情報保護審査会
会長 殿

住 所
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名
諮問庁にあつては、その名称 〕

年 月 日付 号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容		
2 閲覧・写しの交付に対する反対意思の有無	有	無
3 意見(反対する理由)		


（日本工業規格 A 列 4 番）

別記第二十三号様式から第二十五号様式まづを次のように改める。

第23号様式（第16条関係）

第 年 月 日 号

様

東京都個人情報保護審査会
会長 

審査会提出資料等の閲覧等について（通知）

年 月 日付けであった審査会提出資料等に係る請求に対し
て、下記のとおり、承認することとしたので通知します。

記


- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
- 3 備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第24号様式（第16条関係）

第 年 月 日 号

様

東京都個人情報保護審査会
会長 

審査会提出資料等閲覧等の一部承認について（通知）

年 月 日付けであった審査会提出資料等に係る請求に対して、
下記のとおり、一部承認することとしたので通知します。

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧・写しの交付を一部不承認とする理由
- 3 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
- 4 備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第25号様式(第16条関係)

第 年 月 日 号

様

東京都個人情報保護審査会
会長 印

審査会提出資料等閲覧等の不承認について(通知)

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対し
て、下記のとおり、承認しないこととしたので通知します。

記

1 審査会提出資料等の件名又は内容

2 閲覧・写しの交付を不承認とする理由

3 備考

(日本工業規格 A 列 4番)

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示 (収用委)

●東京都収用委員会告示第一号

東京都収用委員会が行う情報公開事務に関する規程(平成十一年東京都収用委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十日

東京都収用委員会

第一条中「第三十八条」を「第四十三条」に改める。

第十条中「第十九条」を「第二十条」に、「第二十条各号」を「第二十二各号」に改める。

第十一条第一項中「第二十六条第一項」を「第二十八条第一項」に、「複写を」を「写しの交付を」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に、「収用委員会」を「審査会」に改め、同条第二項中「収用委員会」を「審査会」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に改め、「ときは」の下に、「必要がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書(別記第十二号様式(二))により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、「複写の」を「写しの交付の」に、「審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の不承認について」に、「当該閲覧・複写」を「当該」に改める。

第十二条中「第三十一条第二項」を「第三十五条第二項」に改める。

第十三条中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

別記第二号様式中

【注】この通知書を持参の上、指定の日時においてください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課を

まで連絡してください。

「注1 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。

2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都収用委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都収用委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」

別記第三号様式「第四号様式及び第九号様式中「60日」や「3月」並びに「異議申立て」や「審査請求」並びに「6箇月」や「6月」並びに「対する決定」や「対する裁判」並びに「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の各々（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」や別記第十一号様式中「不服申立て」や「審査請求」並びに「第19条」や「第20条」の各々

各々。

別記第十一号様式中「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」や「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」並びに

「東京都情報公開審査会 殿」や「東京都収用委員会 殿」や 会長 殿

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」

「第26条第1項」や「第28条第1項」並びに「閲覧・複写を」や「閲覧・写しの交付を」

「「閲覧・複写の区分」や「閲覧・写しの交付の区分」並びに「(2) 複写」

「(3) 閲覧した後に必要なものだけ複写」や「(2) 写しの交付」

「(3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」

別記第十一号様式の次に次の一様式を加える。


第12号様式の2 (第11条関係)

第 年 月 日 号

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書

様

[諮 問 庁 名] 殿

東京都情報公開審査会
会長 

審査請求人〔参加人、諮問庁〕が当審査会に提出した資料等について、審査請求人〔参加人、諮問庁〕から、東京都情報公開条例第28条第1項の規定に基づく〔閲覧、写し〕の交付、閲覧及び写しの交付〕の請求がありましたので、当該審査請求人〔参加人、諮問庁〕に対する当該資料等の閲覧等について、同条第2項本文の規定に基づき、審査請求人〔参加人、諮問庁〕の意見を求めます。

御意見があれば、別紙「審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書」により、 年 月 日までに当審査会事務局に提出してください。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容	
2 事務局連絡先	担当 連絡・提出先
3 備考	

(日本工業規格 A列 4番)

第12号様式の2 別紙

第 年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書

東京都情報公開審査会
会長 殿

住 所
氏 名

〔 法人、その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名
諮問庁にあつては、その名称 〕

年 月 日付 号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容	
2 閲覧・写しの交付に対する反対意思の有無	有 無
3 意見 (反対する理由)	

(日本工業規格 A列 4番)

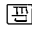
別記第十三号様式から第十五号様式までを次のように改める。

第13号様式（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

〔 諮 問 庁 名 〕 殿

東京部情報公開審査会
会長 

審査会提出資料等の閲覧等について（通知）

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、承認することとしたので通知します。

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
- 3 備考


（日本工業規格 A 列 4 番）

第14号様式（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

〔 諮 問 庁 名 〕 殿

東京部情報公開審査会
会長 

審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について（通知）

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、一部承認することとしたので通知します

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧・写しの交付を一部不承認とする理由
- 3 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
- 4 備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第15号様式 (第11条関係)

第 年 月 日 号

様

〔 諮 問 庁 名 〕 殿

東京都情報公開審査会

会長

印

審査会提出資料等の閲覧等の不承認について (通知)

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記の
とおり、承認しないこととしたので通知します。

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧・写しの交付を不承認とする理由
- 3 備考

(日本工業規格A列4番)

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都収用委員会告示第二号

東京都収用委員会が保有する個人情報の保護に関する規程(平成三年東京都収用委員
会告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十日

東京都収用委員会

第十三条中「第二十四条の三」を「第二十四条の四」に改める。

第十四条第一項中「複写を」を「写しの交付を」に、「審査会提出資料等閲覧・複写
請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に、「委員会」を「審査会」に
改め、同条第二項中「委員会」を「審査会」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求
書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に改め、「ときは」の下に「必要
がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書(別記第二十
号様式の二)により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、「複写
の」を「写しの交付の」に、「審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を、「審査会
提出資料等の閲覧等の承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知
書」を「審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について」に、「審査会提出資料等閲覧
・複写拒否通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の不承認について」に、「当該閲覧
・複写」を「当該」に改める。

別記第二号様式中

「 2 上記の日時においてになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡し
てください。」

「 2 上記の日時においてになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡し
てください。

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日
から起算して3月以内に、東京都収用委員会に対して審査請求をすることが
できます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月

以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都収用委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。」

別記第三号様式、第四号様式、第七号様式、第十一号様式、第十二号様式、第十六号様式及び第十九号様式中「60日」や「3月」並びに「異議申立て」や「審査請求」並びに「6箇月」や「6月」並びに「対する決定」や「対する裁判」並びに「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の字句「（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）」や「申立て」。

別記第十九号様式中「不服申立て」や「審査請求」並びに「第24条」や「第24条の2」の字句。

別記第二十号様式中「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」や「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」並びに

「東京都個人情報保護審査会 殿」や「東京都収用委員会 殿」や 会長 殿」

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」
「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」
「諮問庁にあつては、その名称」

「閲覧・複写を」や「閲覧・写しの交付を」並びに「閲覧・複写の区分」や「閲覧・写しの交付の区分」

（2）複写
（3）閲覧した後に必要なものだけ複写」

（2）写しの交付
（3）閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」


別記第二十号様式の次に次の一様式を加える。

第 20 号様式の 2 (第 14 条関係)

第 年 月 日 号

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書

様
[諮 問 庁 名] 殿

東京都個人情報保護審査会
会長 

審査請求人〔参加人、諮問庁〕が当審査会に提出した資料等について、審査請求人〔参加人、諮問庁〕から、東京都個人情報保護の保護に関する条例第25条の5第1項の規定に基づき〔閲覧、写しの交付、閲覧及び写しの交付〕の請求がありましたので、当該審査請求人〔参加人、諮問庁〕に対する当該資料等の閲覧等について、同条第2項本文の規定に基づき、審査請求人〔参加人、諮問庁〕の意見を求めます。
御意見があれば、別紙〔審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書〕により、
年 月 日までに当審査会事務局に提出してください。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容	
2 事務局連絡先	担当 連絡・提出先
3 備考	

(日本工業規格 A 列 4 番)

第 20 号様式の 2 別紙

年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書

東京都個人情報保護審査会
会長 殿

住 所
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名
諮問庁にあつては、その名称〕


年 月 日付 号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容		
2 閲覧・写しの交付に対する反対意思の有無	有	無
3 意見(反対する理由)		

(日本工業規格 A 列 4 番)


別記第二十一号様式から第二十三号様式まづを次のように改める。

第21号様式（第14条関係）

第 年 月 日 号
株 様 [諮 問 庁 名] 殿
東京都個人情報保護審査会 会長 
審査会提出資料等の閲覧等について（通知）
年 月 日付けであった審査会提出資料等に係る請求に対して、下記のとおり、承認することとしたので通知します。
記
1 審査会提出資料等の件名又は内容
2 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
3 備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第22号様式（第14条関係）

第 年 月 日 号
株 様 [諮 問 庁 名] 殿
東京都個人情報保護審査会 会長 
審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について（通知）
年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に対して、下記のとおり、一部承認することとしたので通知します。
記
1 審査会提出資料等の件名又は内容
2 閲覧・写しの交付を一部不承認とする理由
3 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
4 備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第23号様式(第14条関係)

第 年 月 日 号

様
「審問庁名」殿

東京都個人情報保護審査会
会長 印

審査会提出資料等の不承認について (通知)

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対し
て、下記のとおり、承認しないこととしたので通知します。

記

1 審査会提出資料等の件名又は内容

2 閲覧・写しの交付を不承認とする理由

3 備考

(日本工業規格 A 列 4 番)

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都収用委員会告示第三号

東京都収用委員会が保有する特定個人情報の保護等に関する規程(平成二十七年東京都収用委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十日

東京都収用委員会

第十五条中「第二十四条の三」を「第二十四条の四」に改める。

第十六条第一項中「複写を」を「写しの交付を」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に、「委員会」を「審査会」に改め、同条第二項中「委員会」を「審査会」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に改め、「ときは」の下に「必要がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書(別記第二十二号様式の二)により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、「複写の」を「写しの交付の」に、「審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を「審査会提出資料等の承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の不承認について」に、「当該閲覧・複写」を「当該」に改める。

別記第三号様式中

「 2 上記の日時においてになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。」

「 2 上記の日時においてになれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡してください。」

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都収用委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月

以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都収用委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。)。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。)。」

別記第四号様式(第五号様式、第八号様式、第十三号様式、第十四号様式、第十八号様式及び第十九号様式中「60日」や「3月」)並びに「異議申立て」や「審査請求」並びに「対する決定」や「対する裁判」並びに「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」並びに「(なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。)」や「第24条」や「第24条の2」を定める。

別記第二十号様式中「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」や「審査会提出資料等の閲覧に係る請求書」並びに

「東京都個人情報保護審査会 殿」や 会長 殿 並びに

「(法人その他の団体にあっては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)」や

「(法人その他の団体にあっては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)並びに 諮問庁にあっては、その名称」

「閲覧・複写を」や「閲覧・写しの交付を」並びに「閲覧・複写の区分」や「閲覧・写しの交付の区分」並びに

(2) 複写

(3) 閲覧した後に必要なものだけ複写」

(2) 写しの交付

(3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」


別記第二十号様式の次に次の一様式を加える。

第22号様式の2 (第16条関係)

第 年 月 日 号

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書

様
[諮 問 庁 名] 殿

東京都個人情報保護審査会
会長 

審査請求人〔参加人、諮問庁〕が当審査会に提出した資料等について、審査請求人〔参加人、諮問庁〕から、東京都特定個人情報情報の保護に関する条例第47条において準用する東京都個人情報情報の保護に関する条例第25条の5第1項の規定に基づき〔閲覧、写しの交付、閲覧及び写しの交付〕の請求がありましたので、当該審査請求人〔参加人、諮問庁〕に対する当該資料等の閲覧等について、同条第2項本文の規定に基づき、審査請求人〔参加人、諮問庁〕の意見を求めます。
御意見があれば、別紙「審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書」により、年 月 日までに当審査会事務局に提出してください。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容	
2 事務局連絡先	担当 連絡・提出先
3 備考	

(日本工業規格 A 列 4番)

第22号様式の2 別紙

年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書

東京都個人情報保護審査会
会長 殿

住 所
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 諮問庁にあつては、その名称 〕


年 月 日付 号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容		
2 閲覧・写しの交付に対する反対意思の有無	有	無
3 意見(反対する理由)		

(日本工業規格 A 列 4番)


別記第二十三号様式から第二十五号様式まづを次のように改める。

第23号様式（第16条関係）

第 年 月 日	号
様	
東京都個人情報保護審査会 会長 	
審査会提出資料等の閲覧等について（通知）	
年 月 日	日付けであった審査会提出資料等に係る請求に対し
て、下記のとおり、承認することとしたので通知します。	
記	
1	審査会提出資料等の件名又は内容
2	閲覧又は写しの交付の日時及び場所
3	備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第24号様式（第16条関係）

第 年 月 日	号
様	
東京都個人情報保護審査会 会長 	
審査会提出資料等閲覧等の一部承認について（通知）	
年 月 日	日付けであった審査会提出資料等に係る請求に対して、
下記のとおり、一部承認することとしたので通知します。	
記	
1	審査会提出資料等の件名又は内容
2	閲覧・写しの交付を一部不承認とする理由
3	閲覧又は写しの交付の日時及び場所
4	備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第25号様式(第16条関係)

第 号
年 月 日

様

東京都個人情報保護審査会
会長 印

審査会提出資料等閲覧等の不承認について(通知)

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対し
て、下記のとおり、承認しないこととしたので通知します。

記

1 審査会提出資料等の件名又は内容

2 閲覧・写しの交付を不承認とする理由

3 備考

(日本工業規格 A 列 4番)

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示 (固評審)

●東京都固定資産評価審査委員会告示第一号

東京都固定資産評価審査委員会が行う情報公開事務に関する規程(平成十一年東京都
固定資産評価審査委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十日

東京都固定資産評価審査委員会

第一条中「第三十八条」を「第四十三条」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条第二項中「視聴又は」を削る。

第十条中「第十九条」を「第二十条」に、「第二十条各号」を「第二十二各号」に
改める。

第十一条第一項中「第二十六条第一項」を「第二十八条第一項」に、「複写を」を
「写しの交付を」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等
の閲覧等に係る請求書」に、「委員会」を「審査会」に改め、同条第二項中「委員会」を
「審査会」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等
に係る請求書」に改め、「ときは」の下に「、必要がないと認める場合を除き、審査会
提出資料等の閲覧等に係る意見照会書(別記第十二号様式の二)により、当該意見書又
は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、「複写の」を「写しの交付の」に、「審査
会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の承認について」
に、「審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等
の一部承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写拒否通知書」を「審査会提出資
料等の閲覧等の不承認について」に、「当該閲覧・複写」を「当該」に改める。

第十二条中「第三十一条第二項」を「第三十五条第二項」に改める。

第十三条中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

別記第十一号様式

【注】 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課
まで連絡してください。

【注1】 この通知書を持参の上、指定の日時においてください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。

2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都固定資産評価審査委員会に対して審査請求をすることができず（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都固定資産評価審査委員会となります。）、「処分」の取消しの訴えを提起することができず（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、「処分」の取消しの訴えを提起することができず（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。」

なお。

別記第三号様式「第四号様式及び第九号様式中「60日」や「3月」並びに「異議申立て」や「審査請求」並びに「6箇月」や「6月」並びに「対する決定」や「対する裁判」並びに「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の並びに「（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であって

も、当該判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」や「第19条」や「第20条」の並びに

別記第十一号様式「不服申立て」や「審査請求」並びに「第19条」や「第20条」の並びに「東京都市情

「東京都市情

「東京都市情
「東京都市情

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」

「第26条第1項」や「第28条第1項」並びに「閲覧・複写を」や「閲覧・写しの交付を」

「(2) 複写」
「(3) 閲覧した後に必要なものだけ複写」

「(2) 写しの交付」
「(3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」

別記第十一号様式の次に次の「様式」を加える。

第12号様式の2（第11条関係）

第 年 月 日 号

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書

様

【 諮 問 庁 名 】 殿

東京都情報公開審査会

会長



審査請求人【参加人、諮問庁】が当審査会に提出した資料等について、審査請求人【参加人、諮問庁】から、東京都情報公開条例第28条第1項の規定に基づく【閲覧、写しの交付、閲覧及び写しの交付】の請求がありましたので、当該審査請求人【参加人、諮問庁】に対する当該資料等の閲覧等について、同条第2項本文の規定に基づき、審査請求人【参加人、諮問庁】の意見を求めます。

御意見があれば、別紙「審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書」により、年 月 日までに当審査会事務局に提出してください。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容	
2 事務局連絡先	担当 連絡・提出先
3 備考	

（日本工業規格A列4番）

第12号様式の2 別紙

年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書

東京都情報公開審査会

会長

殿

住 所
氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名
諮問庁にあつては、その名称 〕

年 月 日付

号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 閲覧・写しの交付請求のあった意見書又は資料の件名又は内容		
2 閲覧・写しの交付に 対する反対意思の有無	有	無
3 意見（反対する理由）		

（日本工業規格A列4番）

別記第十三号様式から第十五号様式までを次のように改める。

第13号様式（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

〔 諮 問 庁 名 〕 殿

東京都情報公開審査会
会長

審査会提出資料等の閲覧等の承認について（通知）

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、承認することとしたので通知します。

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
- 3 備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第14号様式（第11条関係）

第 年 月 日 号

様

〔 諮 問 庁 名 〕 殿

東京都情報公開審査会
会長

審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について（通知）

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記のとおり、一部承認することとしたので通知します

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧・写しの交付を一部不承認とする理由
- 3 閲覧又は写しの交付の日時及び場所
- 4 備考

（日本工業規格 A 列 4 番）

第15号様式(第11条関係)

号 日
月 年

様

「審 問 庁 名」殿

東京都情報公開審査会

会長

印

審査会提出資料等の閲覧等の不承認について (通知)

年 月 日付けであった審査会提出資料等の閲覧等に係る請求に対して、下記の
とおり、承認しないこととしたので通知します。

記

- 1 審査会提出資料等の件名又は内容
- 2 閲覧・写しの交付を不承認とする理由
- 3 備考

(日本工業規格A列4番)

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

●東京都固定資産評価審査委員会告示第二号

東京都固定資産評価審査委員会が保有する個人情報の保護に関する規程(平成三年東
京都固定資産評価審査委員会告示第三号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十日

東京都固定資産評価審査委員会

第十三条中「第二十四条の三」を「第二十四条の四」に改める。

第十四条第一項中「複写を」を「写しの交付を」に、「審査会提出資料等閲覧・複写
請求書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に、「委員会」を「審査会」に
改め、同条第二項中「委員会」を「審査会」に、「審査会提出資料等閲覧・複写請求
書」を「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」に改め、「ときは」の下に「必要
がないと認める場合を除き、審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書(別記第二十
号様式の二)により、当該意見書又は資料の提出人の意見を聴いた上」を加え、「複写
の」を「写しの交付の」に、「審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書」を「審査会提
出資料等の閲覧等の承認について」に、「審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知
書」を「審査会提出資料等の閲覧等の一部承認について」に、「審査会提出資料等閲覧
・複写拒否通知書」を「審査会提出資料等の閲覧等の不承認について」に、「当該閲覧
・複写」を「当該」に改める。

別記第二号様式中

「2 上記の日時においてなれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡して
ください。」

「2 上記の日時においてなれない場合は、事前に電話等で担当課まで連絡して
ください。

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日か
ら起算して3月以内に、東京都固定資産評価審査委員会に対して審査請求をす
ることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算し

て3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都固定資産評価審査委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。」

別記第三号様式、第四号様式、第七号様式、第十一号様式、第十二号様式、第十六号様式及び第十八号様式中「60日」や「3月」並びに「異議申立て」や「審査請求」並びに「6箇月」や「6月」並びに「対する決定」や「対する裁判」並びに「以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます」の各語「（なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）」や「申す」。

別記第十九号様式中「不服申立て」や「審査請求」並びに「第24条」や「第24条の2」の各語。

別記第二十号様式中「審査会提出資料等閲覧・複写請求書」や「審査会提出資料等の閲覧等に係る請求書」並びに

「東京都固定資産評価審査委員会 殿」や「東京都個人情報保護審査会 会長 殿」

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名」

「法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 諮問庁にあつては、その名称」

「閲覧・複写を」や「閲覧・写しの交付を」並びに「閲覧・複写の区分」や「閲覧・写しの交付の区分」並びに

「(2) 複写」

「(3) 閲覧した後に必要なものだけ複写」

「(2) 写しの交付」

「(3) 閲覧した後に必要なものだけ写しの交付」


別記第二十号様式の次の次の一様式を加える。

第20号様式の2 (第14条関係)

第 号
年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見照会書

様
[諮 問 庁 名] 殿

東京都個人情報保護審査会
会長 

審査請求人 [参加人、諮問庁] が当審査会に提出した資料等について、審査請求人 [参加人、諮問庁] から、東京都個人情報の保護に関する条例第28条の5 第1項の規定に基づき、閲覧、写しの交付、閲覧及び写しの交付] の請求がありましたので、当該審査請求人 [参加人、諮問庁] に対する当該資料等の閲覧等について、同条第2項本文の規定に基づき、審査請求人 [参加人、諮問庁] の意見を求めます。
御意見があれば、別紙「審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書」により、
年 月 日までに当審査会事務局に提出してください。

1 閲覧・写しの交付 請求のあった意見書 又は資料の件名又は 内容	
2 事務局連絡先	担当 連絡・提出先
3 備考	

(日本工業規格 A 列第4番)

第20号様式の2 別紙

年 月 日

審査会提出資料等の閲覧等に係る意見書

東京都個人情報保護審査会
会長 殿

住 所
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、その名称、
事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名
諮問庁にあつては、その名称〕

年 月 日付 号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

1 閲覧・写しの交 付請求のあった 意見書又は資料 の件名又は内容		
2 閲覧・写しの交 付に対する反対 意思の有無	有	無
3 意見(反対する 理由)		

(日本工業規格 A 列第4番)